水産業活性化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　延岡市の水産業振興に繋がる取組を実施する団体に対し、その取組に係る経費の一部を補助することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者であって、次条第１項の表に掲げる補助対象事業を行う者とする。

　（１）　主たる事務所又は事業所の所在地が本市にあり、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合

（２）　延岡市税条例（平成４年条例第35号）第３条に規定する市税の滞納がないこと。

（３）　延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第１号の暴力団又は同条第３号の暴力団関係者に該当しないこと。

（補助対象事業）

第3条　補助対象事業は、次に掲げるものとする。

　（１）　外国人技能実習生の受入れに関する事業

（２）　販路開拓に関する事業

（３）　漁獲物の荷捌き及び輸送の改善に関する事業

（４）　漁獲物の付加価値向上に関する事業

（５）　新たな生産資材等の導入、更新等に関する事業

（６）　水産資源の保全、密漁防止に関する事業

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

（補助対象経費等）

第4条　補助対象経費、補助率、補助金の上限額等は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書兼収支予算書（様式第１号）

（２）　経費の積算根拠となる書類の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

（事業の中止又は変更）

第6条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第４号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、前条第１号の事業計画書兼収支予算書に記載した支出額の3割以内の減額その他申請の必要がないと市長が認める変更についてはこの限りでない。

（実績報告）

第7条　補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第５号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書兼収支計算書（様式第２号）

（２）　補助対象経費の領収書その他支出を証する書類

（３）　実施した補助対象事業の概要が分かるもの

（４）　その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第8条　市長は、補助事業者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、その内容を補助金等交付決定取消通知書（様式第３号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条　市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金等返還請求通知書（様式第４号）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（関係書類の備置き）

第10条　補助事業者は、事業の状況、経費の収支その他実施した補助対象事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を補助対象事業完了後５年間備え置かなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

別表（第4条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費の区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助の上限額 | 申請できる回数 |
| （1）外国人技能実習生の受入れに関する事業 | 旅費 | ア　交通費市内から目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外とする。イ　宿泊費宿泊費用として、補助事業者が支払った費用 | 2分の1以内 | １事業者あたり50万円 | 補助金の上限額に達するまでの回数 |
| 報償費 | 専門知識を有する専門家に依頼し、指導等を受けた場合に謝礼金として支払う費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （2）販路開拓に関する事業 | 旅費 | ア　交通費市内から目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外とする。イ　宿泊費宿泊費用として、補助事業者が支払った費用 |
| 参加負担金等 | 商談会、展示会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担金、会場使用、ブース装飾及び備品等資材借入に係る費用 |
| 印刷製本費 | 当該事業の実施に直接使用するチラシやパンフレット作製等に係る費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （3）漁獲物の荷捌き及び輸送の改善に関する事業 | 設備費 | 当該事業の実施に直接使用する機械装置・工具器具の購入、リース、レンタル等に係る費用 |
| 備品購入費 | 当該事業の実施に直接使用する備品等の購入に係る費用 |
| 運送費 | 当該事業の実施に直接関連する商品運搬等に係る費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （4）漁獲物の付加価値向上に関する事業 | 報償費 | 専門知識を有する専門家に依頼し、指導等を受けた場合に謝礼金として支払う費用 |
| 設備費 | 当該事業の実施に直接使用する機械装置・工具器具の購入、リース、レンタル等に係る費用 |
| 備品購入費 | 当該事業の実施に直接使用する備品等の購入に係る費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （5）新たな生産資材等の導入や更新に関する事業 | 設備費 | 当該事業の実施に直接使用する機械装置・工具器具の購入、リース、レンタル等に係る費用 |
| 備品購入費 | 当該事業の実施に直接使用する備品等の購入に係る費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （6）水産資源の保全・密漁防止に関する事業 | 工事請負費 | 当該事業の実施に必要な看板等の設置工事に係る費用 |
| 委託料 | 当該事業に必要な業務を委託する際の費用 |
| 備品購入費 | 当該事業の実施に直接使用する備品等の購入に係る費用 |
| 印刷製本費 | 当該事業の実施に直接使用するチラシやパンフレット作製等に係る費用 |
| その他 | 市長が特に必要と認める費用 |
| （７）市長が特に必要と認める事業 | その都度市長が決定する。 |

様式第1号（第5条関係）

**事業計画書兼収支予算書**

【事業計画書】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁協名 |  | 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 該当する項目全てに〇 |
| ① | 外国人技能実習生の受入れに関する事業 |  |
| ② | 販路開拓に関する事業 |  |
| ③ | 漁獲物の荷捌き及び輸送の改善に関する事業 |  |
| ④ | 付加価値向上に関する事業 |  |
| ⑤ | 資材整備や更新に関する事業 |  |
| ⑥ | 水産資源の保全・密漁防止に関する事業 |  |
| ⑦ | 市長が特に必要と認める事業 |  |

|  |
| --- |
| 補助対象事業の計画の詳細（補助対象事業ごとに補助対象経費を明らかにすること） |
|  |

【収支予算書】

≪収入≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（円） | 備考 |
| 補助金 |  | 延岡市　※10円未満切り捨て |
| 自己負担 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

≪支出≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（円） | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

様式第２号（第７条関係）

【事業報告書】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁協名 |  | 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |

|  |
| --- |
| 実施した事業の詳細 |
|  |

【収支計算書】

≪収入≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（円） | 備考 |
| 補助金 |  | 延岡市　※10円未満切り捨て |
| 自己負担 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

≪支出≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（円） | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

様式第3号（第8条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 延水産第　　　号年　　月　　日**補助金交付決定取消通知書**　住　所　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　様延岡市長　年　月　日付けをもって申請のあった水産業活性化推進事業補助金について補助しないことを決定したので、水産業活性化推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づいて通知します。記1．補助金の交付を取り消した額　　　　　　　　　　　　　　　円　（交付決定額　　　　　　　　　　　　　円）2．補助金の交付決定を取り消した理由等

|  |
| --- |
|  |

 |

様式第４号（第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 延水産第　　　号年　　月　　日**補助金返還請求通知書**　住　所　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　様延岡市長　　年　月　日付け延水産第　　号で補助金の交付の決定をした水産業活性化推進事業補助金について、水産業活性化推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の通り返還を請求します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 請求額（返還金） | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 　　　　　年　　月　　日まで |
| 補助金の既交付金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付年月日 | 　　　　　　　年　　月　　日 |
| 補助金交付確定金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還を求める理由 |  |

返還期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付してください。 |